

川南町告示第81号

川南町お試し滞在補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町への定住を促進することにより、人口の減少を抑制し、もって活力ある地域社会を築くため、本町への移住を目的として住居又は仕事を探す活動を行う者に対し予算の範囲内で川南町お試し滞在補助金を交付することとし、その交付に関して補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象者と生計を一にする世帯員全員が、現に町外に住所を有し、申請日現在において、過去1年間、本町に住所を有していないこと。
- (2) 2親等以内の親族が町内に住所を有していないこと。

(補助対象活動)

第3条 補助の対象となる活動は、次に掲げる全ての要件を満たす活動とする。

- (1) 本町への移住を目的として、住居又は仕事を探す活動であること。
- (2) 町内の民間宿泊施設又は公共宿泊施設を利用していること。

2 前項の補助対象活動は、1泊から対象とするものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に延べ宿泊数（宿泊人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）を乗じて得た額とする。

- (1) 民間宿泊施設利用 4,000円
- (2) 公共宿泊施設利用 500円

2 生計を一にする世帯が受けられる補助金の額は、4万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 活動計画書（活動実績書）（様式第1号）

- (2) 世帯にあつては、世帯員名簿（様式第2号）
- (3) 申請者の現住所を証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類
（実績報告及び補助金の請求）

第6条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 活動計画書（活動実績書）（様式第1号）
- (2) 宿泊証明書（様式第3号）
- (3) お試し滞在補助金請求書（様式第4号）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（委任）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

活動計画書（活動実績書）

申請者名	
申請（決定）額	
活動期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
世帯員数	人（うち活動を共にする人数 人）
延べ宿泊数	泊
宿泊施設の名称	
活動の目的及び内容 ※例えば、住居を探す場合は、「〇〇時に××不動産と物件見学予定」など、具体的な活動内容を御記入ください。	

様式第3号（第6条関係）

宿 泊 証 明 書

年 月 日

宿泊施設	所在地 名 称 経営する者の氏名 (名称及び代表者名) ㊟
------	---

下記のとおり宿泊があったことを証明します。

宿泊者名	
宿泊期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
延べ宿泊数	宿泊数 泊

様式第4号(第6条関係)

お試し滞在補助金請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け(文書番号)により補助金の交付決定を受けた川南町お試し滞在補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

川南町長

住 所
氏 名
電話番号
印

振込口座	金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本店 支店
	口座種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		